

# 「遺伝子改造社会の論理と倫理」論について

椎野 信雄

## On “the Theory and Ethics of Genetic Engineering Society”

Nobuo SHIINO

### Abstract

On June 26, in 2000 President Clinton announced at a historic White House ceremony that the international Human Genome Project and Cella Genomics Corporation have both completed an initial sequencing of the human genome - the genetic blueprint for human beings. On the same day, the public and private groups that sequenced the human genome announced jointly that they have completed rough drafts of the human genome.

President Clinton hailed the announcement as “the most important, most wondrous map ever produced by humankind.” He said, “Today, we are learning the language in which God created life. We are gaining ever more awe for the complexity, the beauty, the wonder of God's most divine and sacred gift. With this profound new knowledge, humankind is on the verge of gaining immense, new power to heal. Genome science will have a real impact on all our lives - and even more, on the lives of our children. It will revolutionize the diagnosis, prevention and treatment of most, if not all, human diseases.”

The rough draft of the entire human genome is regarded as a first glimpse of the instruction book previously known only to God, and a powerful new tool to find cures for disease. On the other hand, there are worries over discrimination in education, employment, promotion, insurance contracts, marriage and so on because of gene diagnoses and gene treatments. The General Conference of UNESCO in 1997 adopted “the Universal Declaration on Human Genome and Human Rights” in order to ban such discrimination.

Recently ethical problems concerning genes and the genome have been much discussed. These problems are concerned with eugenics, especially the issue of whether the new eugenics ethically allows gene enhancement. Should society be against this new eugenics or for it? This paper examines the argument about “the theory and ethics of genetic engineering society” by a philosopher of science.

### はじめに

2000年6月26日は遺伝子研究において画期的な日となった。クリントン・アメリカ合州国大統領はホワイトハウスの記念式典でヒトゲノム（全遺伝情報）<sup>(1)</sup>の解読作業がほぼ完了したことを記者発表

した。その場には、アメリカ中心の国際共同プロジェクト（「公」の側）からライバル視され、遺伝子特許の独占を画策していると批判されてきたセレーラ社社長（クレイグ・ベンター氏、元 NIH 研究員）も同席していたことは、アメリカ大統領の「融合」策が功を奏し、研究プロジェクトが公民協調的に進むことを示唆するものである。（具体的には解読データの無料公開という形となるだろう。）

同日、アメリカ国立衛生研究所（NIH）とアメリカエネルギー省（DOE）の共同プロジェクトで1988年に始まり、米英仏独日中の（「ゲノム5」を含む）16の研究機関が参加した（公的）国際プロジェクトとして1990年から公式に推進された国際組織「ヒトゲノム解析機構」（HUGO）の「国際ヒトゲノム計画（プロジェクト）」の研究チームは、当初の15年計画の予定よりも早く、ヒトゲノム塩基配列（約30億塩基対のDNA）（の約87%）を解析したドラフトシーケンス（概要版）が完了したと東京とロンドンで発表したのだ。（99.9%ではなく99.99%の高精度解読の完成版は2003年公開予定。）そしてアメリカのバイオ（テクノロジー）ベンチャー企業セレーラ・ジェノミクス社（遺伝情報解析会社）も「ショットガン」と呼ばれる独自の方法で、大量の解析装置を使用して約99%のヒトゲノムの塩基配列の解読を終了したと発表したのである。

「これによって多くの病気の診断や予防、治療に革命がもたらされる。将来、アルツハイマー病やパーキンソン病、糖尿病、がんを治療できるようになるだろう。」と賛辞を呈したのはアメリカ大統領であった。各国首脳も「生命の設計図を読み解く偉大な一歩」として高く評価している。「今後、病気の治療や予防に大きく貢献し、我が国が活力ある長寿社会を築いていくための重要な役割を果たすものだ。」とは、日本国首相森嘉朗の言葉であった。このようにヒトゲノム研究は、医療分野での応用が最も期待されているのである。

ヒトゲノムの解読は、生命の設計図の仕組みが解明されることであり、遺伝子に関連する病気の治療や診断や予防の面で、あるいは脳神経系や免疫機構などの機能の解明の面で医療・医学の発展に貢献し、進化論などのライフサイエンスや生物学などの学問および新薬や新規医薬品（ゲノム創薬）の開発や化学物質の発見など産業界への貢献が期待されている。遺伝子は21世紀の産業のキーワードとも言われている。また「オーダーメイド（個性にあわせた）医療」<sup>2)</sup>の可能性も取り沙汰されるようになってきた。さらに、遺伝病やガンやエイズの治療としての遺伝子治療の進展も予測されているのである。

しかし、その反面、遺伝子治療や遺伝子診断に関わる差別問題も懸念されている。教育・進学・就職・昇進・保険加入・結婚などについての差別である。こうした遺伝情報による差別を禁止するために、ユネスコ（国連教育科学文化機関）は1997年に総会でヒトゲノム研究に関する国際倫理指針となる「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」を全会一致で採択した。個人の遺伝情報の管理義務と責任、プライバシーの漏洩防止、個人情報の保護や「知る権利」および「知らないでいる権利」などの論点がある。

このような状況を受けて、遺伝子やヒトゲノムに関係する倫理や社会の問題についての議論も盛んになってきている。<sup>3)</sup> こうした問題の考察は、必然的に優生学に関する研究と接点をもつことになる。特に、新優生学の立場をどのように捉えるべきかに関して大きな問題が指摘されている。優生学＝ナチズム＝「悪」という図式ではゲノムサイエンスを批判できないレベルでの問題提起である。このような問題群に対して積極的に発言している科学論者の議論を検討するのが、本稿の目的である。その科学論者とは金森修東大助教授であり、その議論は「遺伝子改造社会の論理と倫理」である。

## 1 金森「倫理学」の問題設定

金森氏は、金森2000b、池田・金森、金森2001などで勢力的に彼の持論「遺伝子改造社会の論理と倫理」を展開している。彼の議論は遺伝子研究（ヒトゲノム学）の3段階説として呈示されている。まずは、そのことを確認しておきたい。

2000年の現時点で、上記で紹介したように、ヒトゲノムの塩基配列の解読がほぼ完了したという状態が生じた。1980年代後半から始まったプロジェクトは、公式に「ヒトゲノム計画」として1990年に組織化されて、10年でその目的を達成したことになる。このアメリカ主導の国際プロジェクトによって人類は、人間身体を形作る設計図の概要を手に入れ始めたのである。これが現状の第一段階である。

また、この国際プロジェクトには、ELSI（倫理／法律／社会的含意）プロジェクトも同時にスタートさせたという画期的な側面がある。この計画の推進者であるJ. ワトソン博士（DNAの二重らせん構造を解明してノーベル賞を受けた分子生物学者）は、総研究費の3～5%をELSI研究に割り当てることを提案したのだ。この実行は、科学研究プロジェクトに自己検証プログラムが組み込まれたという点で「史上例がない」ことである、と指摘されている。

この第一段階においても、ヒトゲノムDNAのなかのスニップス（SNPs）（一塩基多型）（約300万個）には、遺伝的な個人差を生じさせているものがあるので、そのスニップスの特定や、それに基づく「オーダーメイド治療」の可能性が予期されている。この先には、DNAの位置確定だけでなく、遺伝子として機能する部分の特定と、その機能の解明を行う第二段階がくるだろう。バイオインフォマティクス（生物情報科学）の研究課題は、重要な遺伝子の部位の確定と機能の特定なのである。ここまでくると、「単一の遺伝子の異常が起す病気は発症前に診断可能になる」であろう。しかしこれが遺伝子研究の最終段階ではないだろう。

次の段階つまり第三段階は、遺伝子改良、遺伝子改造の段階である。これは「ポストゲノム革命期」の社会<sup>4)</sup>であり、遺伝病の遺伝子の置換だけでなく、「通常」の遺伝子も操作や改変の対象になる社会だという。よりより価値を求めて個人が遺伝子改変に走る時、社会はどうすればよいのか。<sup>5)</sup> もちろん科学者は科学者でその立場からその危険性や正当性について発言するだろうが。これが金森氏の問題設定である。

## 2 新優生学の問題

おそらくこの遺伝子改良や遺伝子改造の問題は、優生学問題と関連するものであろう。しかし、第三段階での問題は、諸個人が自発的に遺伝子改良を求めてくる場合である。過去の優生学の問題点は、国家主導の強制などによって行われた優生思想であり、それ故にこの優生学を否定することに誰もやぶさかではない。このような事態には「優勢学」反対ということで問題を解決することができるだろう。しかし「個人の自発性」を前提とする新優生学に対して、反対できる論理はあるのだろうか。

第三段階で遺伝子改良を推進する新優生学の哲学的原理<sup>6)</sup>は、「個人の自由」の尊重であり、つまり個人の自発的／散発的／個別的判断と責任を重視するものである。個人の個別的判断の自律性を尊重するリベラリズムなのである。個人の個別的判断がまず初めにあるという「自己決定」論である。

この新優生学は、「否定的形質」を廃棄するという「遺伝子治療」としての否定的優生学だけでなく、「肯定的形質」を選択するという「遺伝子改良」としての肯定的優生学でもあり、さらには体細胞の「治療」「改良」だけでなく、生殖細胞の「治療」および「改良」も許容する「遺伝子改造社会」

の推進派である。人間にとってプラス価値「正方向」への遺伝子操作／遺伝子改良／遺伝子改造をも容認する社会の姿を描いているのだ。

しかしそこにはさまざまな問題が発生するであろう。ELSIの問題があるだろうし、プライバシー侵害／遺伝的差別／生殖医療の診断問題があるだろうし、社会的差別の問題もあるだろう。最大の問題として広義の「優生学」問題が生起するだろう。社会はいったいどうすればいいのだろうか、と金森氏は問題提起する。社会はどうゆう歯止めがかけられるのか。例えば、その危険性を強調する。人間の画一化・均一化・標準化を危惧する。社会的公正の観点から批判する。「個人の自発性」の確保の事実性の有無の問題がある……などなど。

しかし金森氏の問題提起は、新優生学を止めるための論理というものが本当にあるのだろうか、というものである。遺伝学を個人の才覚で最大限に利用することをやめさせるだけの社会的論理はありうるのだろうか。

### 3 金森氏の判断

金森氏は、このような問題を考える時に最初に、「技術的な」問題は技術的な問題だとして、その立論を排除することから始める。彼の関心は、「ヒトゲノム計画を契機にして今後の遺伝学がなしうる事態を論理的に想定したうえで、それに基づく予想や価値判断を行う」<sup>7)</sup> ことにある。こうして考察した結論は、現時点で「遺伝子改良」の倫理的容認論に抵抗できる(社会的)論理はない、というものである。

「リベラリズムというか、個人の自由を最終的に尊重するという社会理念を貫くのであれば、ほとんどいかなる遺伝子改造も絶対的に押しとどめるだけの論理はなかなかみつからないだろう。」<sup>8)</sup>

「人類としての決意」のような弱い否定の論理はあるだろうが、遺伝子改良を強く押しとどめるだけの論理をわれわれはいまのところもっていない、ということである。

しかし、金森氏は、「知性改良は……避けた方が無難だ」<sup>9)</sup> という価値判断をする。知性改良は、最も慎重な対応を必要とする難解なものなのである。それゆえに、「新優生学」に潜む問題点を腑分けする作業を開始しなければならない、という判断も下す。我々は、あくまでも個人の自由を最大化する社会を作るべきなのか、とも再度問題提起する。

ところが、「私は、最近、自分の発想もリベラリズムに一番近いかな、と思うようになった」<sup>10)</sup> 金森氏は、「個人の自由といっても不可侵なものではなく、政府が一定の統制を加えてもいい領域がある、と考えるべきなのか」という問いに対しては、「なんらかの形で規制を与え、過剰な利益誘導や、社会的にみてあまり好ましくないと思なされる遺伝子改良には規制や禁止を与えるべきだという方策(遺伝子コミュニタリアニズム)は、その実施に多大の困難が伴う」<sup>11)</sup> という結論しか出さないのである。ここには論理の問題を実際の「技術」問題として答えているという自己矛盾が見られる。この答えをもって、金森氏は部外者(つまりは科学論者)こそが「社会正義や倫理面での問題意識」を磨き上げていかねばならない」という無理な問題を引き受けてしまうのである。「ポストゲノム革命期社会に対応する優生学反論をどう作るか」<sup>12)</sup> という偽問題に解答を与えようと努力するのである。

### 4 新優生学「遺伝子改造論」推進派のリベラリズム「個人の自由」「自己決定」論の問題点

金森氏は、池田・金森の中で19世紀の科学を批判して次のように述べている。

「それ自体は科学的とはいえない社会規範がまずあって、それが「遺伝学」という科学の言説のなかに科学性の外観をもって滑り込んでいるものだ」<sup>93</sup>

この文章を使用して金森「倫理学」を批判する文を作ってみた。科学を「論理」に、そして遺伝学を「倫理学」に言い替えてみると以下のような文章ができる。

『それ自体は論理的とはいえない社会規範がまずあって、それが「倫理学」という論理の言説のなかに論理性の外観をもって滑り込んでいるものだ』

以下、この点にそって上記の金森「倫理学」を検討してみる。まずは、金森氏の心配を構造主義生物学の立場から一蹴している池田氏の意見を垣間見る。次にフェミニズムの立場から「自己決定権」の概念を検討している論理を紹介する。最後に、私の金森「倫理学」批判を展開する。

#### 4-1 (リバタリアン) 池田氏の構造主義生物学 (反ネオ・ダーウィニズム) (全体論) : 反遺伝子決定論 (= 反原子論) からの意見

金森氏の問題提起あるいは判断に対して池田氏は開口一番、「僕はあんまり心配していない」<sup>94</sup>と述べている。その理由は彼の立場から明白なものだと思われる。すなわち遺伝子決定論的な発想つまり原子論や要素論的な問題設定にそもそも限界があるので、一定程度以上の問題が生起することはないと考えているのである。

要するに行動や性質を決定する遺伝子 (1 ジーン) はないと考えているのだ。

「生物の行動だとか形質とかを決定しているのは、DNA だけじゃなくて、細胞のなかの何か別のこと (解釈系) のほうが重要かもしれない」<sup>95</sup>

たとえ人間の性質や行動に遺伝的基盤があったとしても、それはそれらの性質や行動が遺伝子の突然変異と自然選択 (適応) によって進化するということの意味するものではないと考えているのである。「生命の活動を決めているのは、遺伝子の本体である DNA ではなく、たんぱく質」とは、クレイグ・ベンター氏のことば。

確かに、単一の遺伝子で支配されている病気もあるだろう (約5000だと言われている)。ただし普通の病気はそうではない。そして遺伝子が要因になる病気の場合における体細胞の遺伝子治療 (診断) は、政治/社会システムの問題として合意形成が原則的にできるだろう。そのための基本思想を検討するのが生命倫理学の課題でもある。

しかしながら生殖細胞への介入に関しては社会は禁止する方向で動くであろう。なぜならば「遺伝子決定論というのは、完全に成り立っているわけじゃないから、……その要因がわからない限りは、……人間を改造する……ということとは、……それを実際にやる勇気のあるやつはあまりいない」<sup>96</sup>と考えられるからである。さらには「自己決定」は、社会的なキャナリゼーション (水路づけ) があり、文字どおりの「自己決定」ではない側面もあるのだ。

以上が新優生学的「遺伝子改造論」に対する池田氏の反論の骨子だと思う。次にフェミニズムから「自己決定論」の論理について垣間見てみる。

#### 4-2 女性の「自己決定権」の論理

フェミニズムから新優生学への反論の骨子は、家父長制に抵抗するための女性の身体の「自己決定権」が、新優生学的「自己決定」論では、「身体の自己所有権」として流通している、ということに関することである。以下で女性の「自己決定論」の論理を多少検討してみる。参照するのは江原氏<sup>97</sup>の発言である。

女性の「自己決定権」というのは、本来、家父長制下で家父長に所有されていた女性たちが、そうした社会において作られた文化を背景に自分の身体に強制的な力を行使しようとする家父長制に対して抵抗するための概念でした。……つまり、家父長制に対して抵抗するがために、女は自己決定権という議論をしてきた。しかし身体の「自己決定権」が社会的文脈で解釈されず、「身体の所有権」として流通してしまうことで、いまその概念は、自分の身体を売ることだったり、代理母になることだったり、自発的に人工妊娠中絶を受け入れて、労働する身体になることだったりする。(p.63)

フェミニズムは自己決定権を社会的な文脈の中で議論していた……。自己決定というのは、そういう状況の中で、自分が他者から決定されない存在であることを打ち出すための概念だった。つまり、自分の身体経験は自分に所属するのであり、他者に所属するわけではない。妊娠するのは私で、つわりがあるのも、痛いのも私、産むのも私、そうであればなぜ私の意志が無視されてしまうのかという議論だった。しかし、それが「身体の所有権」という話になる。しかも、その身体とは、生殖機能を持つ身体であり、その身体を女が自己「所有」するという議論になっていく。……あたかも女だけが「生殖可能性」を持ち、しかもそれを所有することによって、生殖の責任も女にある、……ということになる。(p.64. 上)

「生殖機能を持つ」と定義される女性が、身体を「自己所有」ということは、結局子どもの品質管理責任を負わされることになる、……。 (p.64. 中)

女性が自己決定権をのぞむなら、女性に「生殖機能を備えた」身体の自己所有権をあげましょうという議論になった。(p.67. 中)

つまり、新優生学推進派の議論では、「自己決定」という概念が「身体の自己所有」ということに還元されている。「自己決定」はそもそも社会的な文脈の中で行われているのであるが、新優生学ではその社会的文脈が捨象されてしまう。というよりもこの社会的文脈の定義権が推進派の議論に移譲されてしまい、「自己決定」が社会的文脈から離れた、あるいは別の社会的文脈に置かれた「身体の自己所有」に変形されるのである。

「自己決定」が「身体の自己所有」に還元されるなかで、身体も「生殖機能」身体となり、生殖身体の自己所有ということによって、生殖の自己責任問題も生起することになる。だが、生殖の責任はそもそも「身体の自己所有」では捉えられない問題を孕んでいるのだ。特に女性身体は、生殖問題に関して、「身体の自己所有」としての自己決定概念では、原理的に誰も解決不可能な論理矛盾を抱えている。こうした論理矛盾を含んだ社会的状況の中で、女性身体は「実践的に」生殖の自己選択（自己決定）を実行しているのである。

自分が子供を選択したいという以上に、母親に向けられる視線や、障害のある子を産んだ時の自分のつらさや家族の大変さとか、そういうものを全部ひっかぶりながら、自分で選択していく。(p.78上)

たとえば女の人は自分の身体の中に子供を抱え込みながら、不安やリスクを感じながらもあえてそこに手をつけないという、そういう形で新しい生命を自己との折り合わせをつけてきた。それが子どもを持つということなんだと。(p.81. 下)

身体の自己所有としての自己決定の概念は、そもそも一人の人間の中にもう一人べつの自己あるい

は身体を抱え込む事態を想定していないのである。そのような自己や身体の状態を原理的に想定できないのが実のところ近代の「男性」人間（「個人」）概念だったのだ。そのような身体観に基づいた概念が「身体の自己所有」だったのではないだろうか。

#### 4-3 新優生学リベラリズムの大前提

『「遺伝子改良」の選択』論を紹介する記述（金森2000b）の中には次のような表現がよく出てくる。

- 「その子の将来にとって幾分はプラスになるはずだ。」 p.104. 上
- 「子供たちにもそれを使わせようとする親」 p.105. 上
- 「せめて自分の子供は……」 p.106上。
- 「「高次IQ」を我が子にもたせるのは好ましいこと」 p.107. 上
- 「人々が自分の子供に……遺伝子改良を加えたとする。」 p.107. 上
- 「両親の胸に秘められたもの」 p.108. 下
- 「親の判断」 p.109. 上。
- 「ある個人が我が子に……遺伝子改良を行うという行為」 p.110. 下

同様に、金森2001にも次のような表現が散見される。

- 「たいがいの親は自分の子供の将来のことを真剣に考え、自分のためにではなく、その子のためになることに心を砕く。」 (p.76. 下)
- 「自分の子供の背をもっと高くしたい」 (p.81. 上)
- 「どんな親でも自分の子供の将来のことを思い、」 (p.84. 上)
- 「親の自由」 (p.84. 下)
- 「あくまでも個人の判断を基軸にして、その親がそうしたいのなら、」 p.109上
- 「親たちも……自分の子供たちの利益に見合う一定の遺伝子改良を実施する」 (p.85. 下)
- 「家族の自由の尊重」 (p. 85. 上)

つまり、新優生学推進派のリベラリズムは、家族主義的（あるいはパターンリズム的）リベラリズムのようだ。したがって、以上のような表現に対して次のような批判も向けられることになる。

- 「そんな風にするのはまさに子供の欲望を自分の欲望代わりに使うことであり、子供の人格や主体性をいちじるしく蔑（ないがし）ろにしたものだ」
- 「子供の将来をそんな風にあらかじめ決めてしまうのは、子供が『開かれた未来をもつ権利』を侵害することだ」<sup>99</sup>
- 「個人の自律性を尊ぶ社会は、……親の子供に対する行動調整を子供の自由への見過ごせない侵害だと見なし、」<sup>99</sup>
- 「親が「子供のため」を思っで行う遺伝子改良ならどんなものでも容認される、とはいえない。」<sup>99</sup>

このような批判に対して、金森氏の議論は次のように反論している。

- 「推進派の論理に即した視点から見れば、それはあまり正鵠を射た反論にはなっていない。」<sup>99</sup>
- 「(ただ遺伝子改良だけで) 子供の主体性が滅殺されるというわけではない。」

「子供の『開かれた未来』をどの程度侵害しているものなのかを判断すること自体が、なかなか難しい」<sup>22</sup>

つまり金森氏も上記の批判も新優生学の問題を「主体性あるいは権利の侵害の問題」として扱っている。この問題は単に子供の権利への侵害問題だけという理解で両者は共通しているようである。

しかしながら新優生学的リベラリズムの家族主義の問題は、子供の主体性／権利の侵害問題ではなく、「自己決定」概念における混乱問題ではないかと思われる。以下この問題を検討することにする。

## 5 遺伝子改良推進論あるいは金森「倫理学」の論理矛盾（概念混乱）

「自己決定」論を支える基本思想はリベラリズム（自由主義）である。これは、上記の新優生学や金森「倫理学」の議論にも表れているだろう。彼らのリベラリズムは古典的自由主義の立場に一番近いようである。

古典的自由主義の論理の前提とは、

- (1) 判断能力のある大人／成人は、
- (2) 本人に関する「自己のもの」について
- (3) 他人に危害を加えない限り（「他者危害原則（harm-principle）」）
- (4) 公権力などの他者からの介入・干渉・制約を受けずに
- (5) 自己決定する（最終的な意志決定の主体となる）

というものである。

このような古典的自由主義の論理に関しては、現在、その原則の限界を指摘するさまざまな批判・疑問が出てきている。そのような疑問はとりわけ医の倫理に関わる領域の問題が多くなっている。クローン人間問題、生殖援助技術医療、遺伝子治療などの領域である。個人の「自己決定」と「公共の選択」の対立である。以下では、そのような疑問の代表的なものの一つであるパターナリズム（家族主義）の問題を扱ってみる。

自由主義の中の中心概念は「自己」決定権（personal autonomy）概念である。その概念とは『一定の「個人的な事柄」について、個人が自ら決定することのできる権利』というものである。ここで「個人的な事柄」（＝私的事項）については、大別して二つの解釈が可能である。

(1) 自己の生命・身体の処分にかかわる事柄

(2) 家族の形成・維持にかかわる事柄

古典的自由主義の特徴は、この二種類の解釈に区別をつけないことである。つまり、「自己」決定の自己とは、個人のことであり、家族のことであると解釈するのである。したがって、この立場は、家族主義（パターナリズム）的リベラリズムだと考えられている。

これに対して、リベラリズムの中にも、(1)と(2)を区別して、自己決定の「自己」（個人）とは(1)だけであり、(2)を含めないリベラリズムがある。これを新（ネオ・）リベラリズムと呼んでおく。古典的なリベラリズムとは異なって、パターナリズム（家族主義）を認めないのである。つまり家族的／親心的な他者決定を「自己」決定の中には入れないのだ。これが新リベラリズムの自己決定概念である。

ここまでで古典的リベラリズムと新リベラリズムの区別をした上で、新優生学および金森「倫理学」のリベラリズムを見た場合に、そのリベラリズムは、パターナリズムという点で、古典的リベラリズムの立場だと考えられるだろう。

現在において、古典的リベラリズムで考察した時に、「個人」(自己)と「家族」(「親子」)概念に混乱が生じる可能性が高くなる。この立場では(1)と(2)の個人的事柄が区別できないため、この立場を貫いた場合に、(1)の自己決定が(2)に回収されてしまうのである。したがって最終的に(1)だけの自己決定は、無視される可能性が高いのである。

逆に、新リベラリズムの側から検討した場合、古典的リベラリズムでは、自己決定できない事柄が多く生起することになる。親/家父/父などではない家族の成員の自己決定は、無化されてしまうのだ。例えば、ある種のフェミニズムの女性の「自己決定権」概念は、新リベラリズムの自己決定概念と親和性があり、親/家父/父/夫ではない「女性」の自己決定概念を主張しているとも考えることもできるのだ。優生学問題に関しても、新リベラリズムの立場からは、旧優生学も新優生学も、(1)の自己決定の事柄に関しては、国家権力と家父長制(あるいは家族主義)の違いはあるが、他者の介入・干渉・制約という点では、同型であると把握できるのである。

したがって古典的リベラリズムで、『あくまでも個人の判断を基軸にして、その親がそうしたいのなら、』<sup>10)</sup>という論点で新優生学を推進していることは、パターンリズム(家族主義)の立場の擁護であり、「個人」概念と親(「家族」)概念の混乱が生じているのである。

## おわりに

現代社会の医の倫理に関わる問題は、実のところ、古典的リベラリズムであれ新リベラリズムであれ、リベラリズムの「自己決定」概念では問題把握ましてや問題解決できない事態が発生しているのである。リベラリズムを脱構築した倫理学が求められている時代なのである。しかしながら、ポストゲノム革命期社会に対応する倫理学の構想を提唱している金森科学論の基本的立場は、残念ながら、リベラリズム(それも古典的リベラリズムのパターンリズム)を基盤にしたものであるようだ。新優生学のリベラリズムに対して倫理的リベラリズムの立場から反論しているというのが、実情のようである。だが、近未来ではなく現状は、脱リベラリズムの倫理学の構想が探究されているのである。

新リベラリズムの「自己決定」概念では、「生殖」(再生産)の問題は、誰にも解決できない矛盾を原理的に抱えている。だが、このことは「自己決定」概念を放棄することを意味するわけではない。このような状況の中で「生殖」に関する選択が「実践的に」実行されている。新優生学推進派もこの矛盾を解決してはいないのだ。つまり推進派のリベラリズムは、「遺伝子改造」を推進できる「自己決定」の論理一貫性(無矛盾性)を持ってはいない。この推進派のリベラリズムは、実のところ、現状で生起している事態に対して判断できる論理や倫理ではない。脱リベラリズムの倫理学の模索はもう既に、金森「倫理学」ではないところで、始まっているのである。

## 付記：

本論文は、文教大学国際学部共同研究費(2000年度)の助成を得て行った研究プロジェクト『「国際」社会のミクロ社会学のための基礎研究』の研究成果の一部であり、2001年9月29日『EMCA大会』(於：筑波大学学校教育部 G501室/大塚キャンパス)のテクノサイエンス講演の部(金森修「遺伝子改造社会の論理と倫理」)での指定討論者の役割のために用意した原稿に加筆修正したものである。

註：

- (1) ヒトゲノムの基礎知識：ヒトの体は約60兆個の細胞からできている。ひとつの細胞の核には23対（46本）の染色体がある。22対の常染色体と1対の性染色体である。（性染色体の対は、「典型的には」XXなら女性に、XYなら男性に分化する。）この染色体はDNA（デオキシリボ核酸）というひも状の化学物質から成っている。DNAは、A（アデニン）、T（チミン）、G（グアニン）、C（シトシン）という四種類の塩基（文字）の二重らせん状の分子からできており、約30億対の塩基が存在する。DNAの中で生命活動に機能があるものを「遺伝子」という。約10万個（あるいは3～4万個）あると推定されている。つまりヒトのDNAの95%くらいは意味のないジャンクということになる。（遺伝子の塩基配列の順番でタンパク質などが設計されている。）ゲノム（genome）とは、DNAの塩基配列の遺伝情報の全てのことである。ヒトゲノムの解読とは、この塩基配列の配置が分かるということだ。遺伝子の塩基配列の「機能」が分かったということではない。有意味遺伝子の検索（バイオインフォマティクス：生物情報科学）は今後の重点研究課題なのである。特に、疾病に直接関係する遺伝子の検索が主要目的となっている。
- (2) 現在では、「DNAチップ」の研究が注目されている。
- (3) 金子、柳澤、山村、中村・中村、榎、寺園、森などを参照。
- (4) M. Mehlman (& J. R. Botkin), chap. 6, p.98.参照。
- (5) 『ガタカ』（アンドリュウ・ニコル監督／イーサン・ホーク、ユマ・サーマン1997年アメリカ映画）、『A.I.』（スティーヴン・スピルバーグ監督／2001年アメリカ映画（ワーナー・ブラザーズ））も参照。
- (6) 金森氏が用いるテキストは、Pence と Walters et al. と Buchanan et al. である。
- (7) 池田・金森 p.116.
- (8) 池田・金森 p.114.
- (9) 金森2001 p.81.
- (10) 池田・金森 p.5.
- (11) 金森2000b p.110
- (12) 池田・金森 p.147.
- (13) 池田・金森 p.22.
- (14) 池田・金森 p.149.
- (15) 池田・金森 p.105.
- (16) 池田・金森 p.117-8.
- (17) 江原 et al.
- (18) 金森2000b p.109.
- (19) 金森2001 p.84. 下
- (20) 金森2001 p.85. 上
- (21) 金森2000b p.109. 下
- (22) 金森2001 p.94. 下
- (23) 金森2000b p.109. 上

参考文献：

- Buchanan, Allen, Brock, Dan W., Daniels, Norman & Wikler Daniel. *From Chance to Choice*, Cambridge U.P. 2000
- 江原由美子+足立眞里子+松原洋子「対談：グローバリゼーションとフェミニズム」『現代思想』(v.29,n.6) (2001年5月号) (特集：フェミニズムは終わらない) pp.62-82.
- 市野川容孝+松原洋子「対談：病と健康のテクノロジー」『現代思想』(v.28,n.10) (2000年9月号) (特集：健康とは何か) pp.76-96.
- 池田清彦 「ヒトゲノム解析の行き着く先」(文化)『読売新聞』(夕刊) 2001. 2. 6.
- 池田清彦+金森修『遺伝子改造社会あなたはどうする』洋泉社(新書) 2001. (第四章：遺伝子改造社会の論理と倫理 pp.125-181.)
- 金森修 a『サイエンス・ウォーズ』東京大学出版会2000.
- 金森修 b「遺伝子改良の論理と倫理」『現代思想』(v.28,n.10) (2000年9月号) (特集：健康とは何か) pp.98-117.
- 金森修「社会構想としてのゲノム学」(〈21世紀〉の視点)『毎日新聞』2001. 3. 4.
- 金森修「遺伝子改造社会のメタ倫理学」『現代思想』(v.29,n.10) (2001年8月号) (特集：サイエンス・スタディーズ) pp.74-98.
- 金子隆一『ゲノム解読がもたらす未来』洋泉社(新書) 2001.
- Pence, Gregory E. *Who's afraid of Human cloning?* Lanham, Rowman & Littlefield, 1998.  
----- *Re-Creating Medicine*, Lanham, Rowman & Littlefield, 2000.
- 松原洋子「優生学」『現代思想』(v.28,n.3) (2000年2月臨時増刊) (総特集：現代思想のキーワード) pp.196-199.
- Mehlman, M. J. & Botkin, Jeffrey R. *Access to the Genome*, Georgetown U.P. 1998.
- 森健『人体改造の世紀』講談社2001.
- 中村祐輔・中村雅美『ゲノムが世界を支配する』講談社2001.
- 榎佳之『ヒトゲノム』岩波書店2001.
- 寺園慎一『人体改造』NHK 出版2001.
- Walters, LeRoy & Palmer, Julie Gage, *The Ethics of Human Gene Therapy*, Oxford U.P. 1997
- 柳澤桂子『ヒトゲノムとあなた』集英社2001.
- 山村明義『別冊宝島・遺伝子商売』宝島社2001.
- 米本昌平+松原洋子+櫛島次郎+市野川容孝『優生学と人間社会—生命科学の世紀はどこへ向かうのか—』講談社(現代新書) 2000.